

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題・今後の方向性
第1章 総則			
第2章 市民の権利及び責務等			
<p>（地域コミュニティの役割等）                      第7条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。                      2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。                      3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。                      4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。                      5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】                      ○自治会活動等推進事業による支援                      自治会が自主主体的に取り組む生活環境整備                      （H30：62件/ R1：86件/ R2：35件）                      ○まちづくり活動推進事業による支援                      （H30：13団体 /R1：17団体 /R2：5団体）                      ○周辺地域活性化対策事業による支援                      （H30：79件 /R1：70件 /R2：21件）</p>	<p>○自治会等が自主主体的に取り組む生活環境整備事業に補助金を交付することで、防犯灯の設置や自治公民館の改修等が進み、地域の課題解決が図られ、快適なコミュニティづくりに寄与している。                      ○地域住民が主体的に取り組む事業に対して補助金の交付を行い、地域の環境整備やコミュニティの活性化支援に取り組むことができた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等が開催できず、まちづくり活動推進事業や周辺地域活性化対策事業補助金を申請する団体が減少した。</p>	<p>○まちづくり活動推進事業の若者チャレンジ枠の利用件数が少ないため、さらなる周知に努める必要がある。</p>
<p>（子どもの権利等）                      第8条 子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。                      2 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努めるものとする。                      3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。                      4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。                      5 市長等は、威宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】                      ○子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理                      ・地域子育て支援拠点事業の実施                      丸の内、ひのくま子育て支援センター、まえつえ子育て支援施設                      ・放課後児童健全育成事業実施による放課後児童クラブに対する支援                      ○子どもの教育環境の充実                      ・小学校施設整備推進事業の実施                      ・中学校施設整備推進事業の実施                      ・小中学校特別教室等空調機器設置事業の実施                      ・ICT教育環境整備事業の実施                      小中学校の無線LAN環境整備、児童生徒用タブレット端末の整備等                      ○学校安全ボランティア（スクールガード）の委嘱による見守り活動の実施                      （H30：661名、 R1：696名、 R2：633名）                      ○小学校総合学習の実施                      先哲に関する学習、農作業や栽培等、高齢者や障がい者との交流、河川や原生林での自然体験等                      ○中学校総合学習の実施                      自然体験、社会体験、グループ学習、高齢者や障がい者との交流、職場訪問、職場体験等</p>	<p>○「第1期”子ども・子育て支援事業計画”（平成27年策定）について、令和元年度に見直しを行い、「第2期”子ども・子育て支援事業計画”を策定。地域との連携・協力した取組の推進を図ることを掲げている。                      ○地域子育て支援拠点及び放課後児童クラブに関しては、継続して支援を行っており、地域の子育て家庭に対する支援や放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりに寄与している。                      ○小・中学校の施設整備推進事業及び特別教室空調機器設置事業の実施により、安全・安心な教育施設環境の充実に寄与することができた。                      ○ICT教育環境整備事業の実施により、ICT機器を活用した学習ができる環境の充実に寄与することができた。                      ○学校安全ボランティア（スクールガード）については、全小中学校において委嘱を行い、登下校時の通学路やスクールバス乗降所等におけるスクールガードによる見守り活動や声かけにより、児童生徒の安全確保を行った。                      ○生徒指導協議会との連携並びに育友会、PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の協力のもと、毎月第2火曜日にふれあい登校指導やあいさつ運動を実施した。                      ○各小中学校区において設置されている「こども連絡所」と連携して児童生徒を保護するとともに、不審者情報等を警察、学校、家族等と共有し、必要に応じてメール配信による注意喚起を行った。                      ○全小中学校において、「日田市学校教育の方針」の中に「威宜園教育の理念をいかした学校経営」を位置づけ、小・中学校総合学習の実施については、全小中学校の教育課程に、「郷土の先哲を学ぶ全体計画」を位置づけ、計画にもとづいて実施するなど、各学校の実態に応じて実施している。                      ○小学校では、米作りや梨の受粉、地域の高齢者や福祉とそれに係る人、河川に住む水生生物や地域にある原生林等々を課題とした総合学習を実施している。                      ○中学校では、人間と環境、文化、福祉、ボランティア、キャリアに係る職場体験、進路等々、生徒の興味関心も含めたテーマを設定し、探究活動に取り組んでいる。</p>	<p>○「第2期”子ども・子育て支援事業計画”の進捗管理を行い、見込み量等の項目と現状の数値等の状況を把握し、令和4年度に必要な項目の中間見直しを行う予定。                      条文の見直し等は必要ないと考える。                      ○小中学校の施設整備については、今後の児童・生徒数の推移を考慮した計画的な施設整備を行う必要がある。                      また、学校教育においては、ICTを活用した学びが、今後、益々増えることが想定されるため、ICT機器の安定稼働や適切な時期での更新により、教育環境の維持と充実に努める必要がある。                      ○「こども連絡所」の設置については警察署の管轄となるため、取組内容の③については関係機関との連携による子どもの安全確保として位置付ける。                      ○日田市自治基本条例の児童、生徒への周知                      ○コロナ禍において体験学習を実施しにくい状況                      ○探究活動を実施するにあたり、当初の計画を変更する場合、予算変更の柔軟性（現在秋に1回）</p>
第3章 市議会の責務等			
第4章 市長及び職員の仕事			
<p>（市長の仕事）                      第11条 市長は、市民の負託に応え、本市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を行わなければならない。                      2 市長は、市の将来像及び政策等について市民に分かりやすく説明しなければならない。                      3 市長は、指導力を最大限に発揮し、市政運営を行わなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】                      ○いっしょに考えん会 1回開催                      五馬ガーデニング愛好会（参加者：10人）                      ・「いっしょに考えん会」に限らず、市長自身が地域に出向いて、市長としての思いを伝え、市民との意見や情報の交換を行った。（H30：2回、R1：7回、R2：9回）</p>	<p>○いっしょに考えん会：特に進展なし                      ・積極的に地域に出向き、市民と情報や意識の共有を図っていくための場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>○いっしょに考えん会は、申込みが年々減少し、平成30年を最後に現在まで開催されていない。                      ○新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催することが非常に困難な状況が続いている。                      ○市民が申込みしやすい周知方法等の検討を行う。</p>

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題・今後の方向性
<p>(職員の責務) 第12条 職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民からの意見(不当要求等を除く。)に誠実に対応し、課題等の解決に取り組まなければならない。 3 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならない。 4 職員は、前3項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○職員の政策形成能力等の向上を図る取組の実施 ・自主研究研究活動 (H30) 2件 / (R1) 1件 / (R2) 1件 ・職員提案制度 (H30) 8件 / (R1) 40件 / (R2) 48件  ○大分県自治人材育成センター主催の各種研修へ派遣し、受講。 ・地域づくり交流塾 H30 1名 R01 1名 R02 1名 ・住民との協働研修 H30 3名 ・みんなで進めるまちづくり研修 R01 1名 ・データに基づくまちづくり研修 R02 1名</p>	<p>○職員の意識改革を図るため、自主研究活動や職員提案制度を運用することで業務改善が進んでいることから条例推進に寄与できている。</p>	<p>○自主研究活動や職員提案制度については、今後も継続的な制度の見直しが必要である。  ○今後も、大分県自治人材育成センターが主催する「まちづくり」に関する研修へは、積極的に参加を推進する。</p>
<p>第5章 市政運営</p> <p>(計画的な市政運営) 第13条 市長等は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画である総合計画及び各行政分野における基本的な計画を策定するものとする。 2 市長等は、前項に規定する基本的な計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するとともに、関連する他の基本的な計画との調整を図るものとする。 3 市長等は、総合計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとする。 4 市長等は、市民参画の機会を設け、総合計画等の策定及び改定を行うものとする。 5 市長等は、総合計画等について、社会情勢の変化に対応できるよう、常に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○第6次日田市総合計画第2期基本計画策定 ・市民意識調査の実施 ・市民まちづくり集会の開催  ○行政評価(施策評価、事務事業評価)による進捗管理及び評価の公表</p>	<p>○条例の規定のとおり、市民参画の機会を設け、第2期基本計画を策定することができた。また、総合計画の進捗管理についても、行政評価により行い、ホームページにて公開していることから条例を推進することができた。</p>	<p>○総合計画の内容及び進捗状況に関する情報について、より市民に分かりやすく公表する方法の検討が課題である。</p>
<p>(政策法務) 第14条 市長等は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。 2 市民は、前項の規定による政策法務の取組について、必要な意見を述べることができる。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○法制執務研修の実施 (テーマ) ・令和2年度「著作権」(参加者83名) ・令和元年度「改正民法」(参加者137名) ・平成30年度「法制執務研修」(参加者106名)</p>	<p>○研修の実施により、法制執務に関する基礎的な事項を学習できたとともに、職員の意識向上を図ることができた。</p>	<p>○条例等の立案能力は一朝一夕で身に付くものではないことから、研修の実施により、継続して能力及び意識向上に努める必要がある。</p>
<p>(財政運営) 第15条 市長等は、中長期的な財政の見通しを踏まえ、政策相互の連携を図りながら効果的かつ効率的な財政運営に努めなければならない。 2 市長等は、創意工夫による経費節減等に努めることで、行財政改革に取り組まなければならない。ただし、行政サービスの低下を招かないよう十分留意するものとする。 3 市長等は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。 4 市長等は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○財政推計(毎年度)の作成  ○公有財産の活用(土地建物の貸付及び土地売払い収入) H30: 土地貸付5,948,574円、建物貸付1,090,412円、土地売払 3,568,110円 計10,607,096円 R1: 土地貸付7,479,912円、建物貸付1,071,131円、土地売払41,833,069円 計50,384,112円 R2: 土地貸付7,096,322円、建物貸付1,062,897円、土地売払34,899,150円 計43,058,369円  ○財政状況の公表 広報ひた掲載(当初予算や決算の状況など年4回) 市HP掲載(財政状況や統一的な基準による財務書類)  ○第5次行政改革大綱及び第1期・第2期実行プランに基づく進捗管理 ・日田市行政改革推進本部、日田市行政改革推進委員会の開催  ・平成30年度評価対象取組数 実施48 一部実施12 未実施7 ・令和元年度評価対象取組数 実施44 一部実施16 未実施5 ・令和2年度評価対象取組数 実施65 一部実施9 未実施未達成10</p>	<p>○財政推計については、経済動向や国の施策、社会保障施策に要する経費などに留意しながら作成し、日田市総合計画における各種施策・事業を進める際の財源の目安とするとともに、予算編成の基礎資料として活用した。  ○公有財産の売払いについては、看板の設置や入札の実施などを積極的に行ったことにより、売払額が増加している。  ○財政状況については、広報紙などを活用し、その年度の特徴を簡潔に伝えるとともに、グラフを用いたり用語の説明を記載し、分かりやすい公表に努めている。  ○行政改革に取り組むにあたって実行プランを作成し進捗管理を行うことで、条例の推進を図ることができた。</p>	<p>○条文等の改正は必要ないが、今後においても、中長期的な市税や地方交付税等の動向、財政需要を把握し、財政推計を適宜見直すことにより、将来収支の見通しを踏まえた予算編成を行っていく。  ○公有財産の貸付・売払を推進するためには、財産の情報を広く周知することが重要であるため、市報やホームページ等での積極的な広報を実施していく。  ○行政改革の取組については、引き続き、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会を開催しながら進捗管理を行っていく。</p>
<p>(組織及び人事政策) 第16条 市長等は、社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については、組織横断的に柔軟な対応を図るよう努めなければならない。 2 市長等は、職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう、効果的かつ計画的な職員の採用及び人材育成並びに適切な職員の配置等、適正な人事政策の運用に努めなければならない。 3 市長等は、人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮しなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○ヒアリング等に基づき、適宜組織の見直しを行った。  ○研修基本計画の策定、計画に基づく研修の実施  ○R2年度に定員管理計画を令和2年度に見直し、計画的な職員採用につなげた。  ○R2年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴う、応援体制の強化を図った。</p>	<p>○各部調査及びヒアリングを実施し、組織の見直しを行うことで、効果的な組織運営が図られた。  ○新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種業務を実施するため、組織横断的な応援体制を整え、対応することができた。  ○研修計画に基づいた研修を実施できた。</p>	<p>○採用については、特に建築土木技術職の受験者が減少傾向にあることから、受験者増に向けた取組が必要である。</p>

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題・今後の方向性
<p>(行政評価)</p> <p>第17条 市長等は、市政に関する説明責任を果たし、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、行政評価は、市民等の視点を取り入れるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、その結果を適切に施策等に反映させるものとする。</p> <p>3 職員は、効率的な行政サービスを提供するため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】</p> <p>○第6次日田市総合計画第1期基本計画114主要施策の施策評価を実施</p>	<p>○行政評価についてはホームページで公表するとともに、意見提案様式により市民の意見を求める仕組みを構築していることから、条例の推進に寄与している。</p>	<p>○現在は、市民意識調査を利用して行政評価における市民等の視点を取り入れているが、事業内容ではなく施策名で判断してもらっている状況。今後、市民の視点を取り入れる手法について、検討が必要。</p>
<p>(附属機関等)</p> <p>第18条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行うものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の公募等を行うときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】</p> <p>○日田市総合計画審議会、定住自立圏共生ビジョン懇談会委員選定</p>	<p>○委員選任にあたって公募や無作為抽出方法までできていない。</p>	<p>○全庁的には審議会等の会議録等の公開状況に差異が見られることから、対応策の検討が必要である。</p>
<p>(情報の公開及び管理等)</p> <p>第19条 市長等は、公正で開かれた市政の推進を図るため、市が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開するとともに、市民に積極的に情報提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報提供ができるよう組織的に管理しなければならない。</p> <p>3 市長等は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報を別に条例で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】</p> <p>○情報公開及び個人情報開示請求件数</p> <p>平成30年度 100件（公文書公開請求86件、個人情報開示請求14件）</p> <p>令和元年度 97件（公文書公開請求75件、個人情報開示請求22件）</p> <p>令和2年度 67件（公文書公開請求49件、個人情報開示請求18件）</p>	<p>市条例に基づき、適正に処理を行っている。</p> <p>○日田市個人情報保護条例 日田市個人情報保護条例施行規則 日田市個人情報保護事務取扱要綱</p> <p>○日田市情報公開条例 日田市情報公開条例施行規則 日田市公文書公開事務取扱要綱</p> <p>○日田市情報公開・個人情報保護審査会規則</p>	<p>○令和3年に改正された個人情報保護法が令和5年春頃に施行を予定されており、デジタル化が進む中、全国的な共通ルールが法で定めらることになることから、法の施行後は、市独自の運用ができなくなる予定である。そのため、令和4年度中に条例改正を行い、情報公開についても、今後、国が策定するガイドライン等に則り、適切に対応していく必要がある。</p>
<p>(パブリックコメント手続)</p> <p>第20条 市長等は、市政に係る重要な政策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、市民の意見を求めるものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取扱いの結果及びその理由を公表するものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】</p> <p>○パブリックコメント（意見提出手続要綱）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度 : 4件実施（全体で21件の意見提出あり）</li> <li>・令和元年度 : 9件実施（全体で31件の意見提出あり）</li> <li>・令和2年度 : 11件実施（全体で258件の意見提出あり）</li> </ul>	<p>○条例に規定されている「政策等決定前の資料公表」や「提出意見の取扱い結果の公表」を実施できていることから、条例推進が図られている。</p>	<p>○日田市意見提出手続要綱に基づき、今後も適切にパブリックコメントを実施していく。</p>

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題・今後の方向性
<p>第6章 市民参画及び協働</p> <p>(市民参画) 第21条 市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。 2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。 3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】</p> <p>○各種団体からの要望について、内容及び回答を市ホームページで公表</p> <p>○市民意識調査の実施</p> <p>○水郷テレビの公設民営化について、第1回利用者説明会における意見の集約</p> <p>○第2回利用者説明会案内の送付</p> <p>○第3次日田市環境基本計画策定に係る市民意識調査を実施</p> <p>○「”第2期”子ども・子育て支援事業計画」作成時に、保護者、従事者、学識経験者などを委員とした子ども・子育て会議の開催、及び無作為抽出による対象世帯保護者へのニーズ調査の実施</p> <p>○「総合的な子ども支援拠点」の創設を検討するに当たり、広く意見を聴取するための「総合的な子ども支援拠点創設検討委員会」の開催。</p> <p>○日田市中小企業振興推進会議の開催（H30：2回 R1：5回 R2：1回）</p> <p>○市内の50事業所を訪問（H30、R1）</p> <p>○日田市農業振興ビジョン推進委員会の実施</p> <p>○日田市民文化振興会議の開催 ・第2次日田市文化振興基本計画（第2期計画）の策定 ・日田市の文化芸術に係る事務事業に対する意見の聴取</p> <p>○パトリア日田の運営に係る日田市民文化会館運営委員会の開催</p> <p>○パトリア日田「利用者アンケート」の実施</p> <p>○日田市所蔵美術品等保存委員会の開催</p> <p>○博物館協議会開催時に、博物館における企画展の開催や各種博物館事業について意見を聴取。</p> <p>○「今後の図書館サービス等のあり方」に関するアンケートの実施</p> <p>○学校給食に関する児童・生徒アンケートの実施</p> <p>○学校給食運営協議会の開催</p> <p>○日田駅前広場整備事業や駅北広場整備事業等において、設計の参考のため市民ワークショップを実施</p> <p>○各種整備事業において、住民説明会を実施</p>	<p>○各種団体からの要望に対して、「要望内容」、「回答内容」、「回答後の具体的な対応」についてホームページで公表することで透明性の確保ができた。 また、2年ごとに市民意識調査を実施することで、市民参画の手法に関する行政側の想いと市民側の想いの差を確認することができた。</p> <p>○第1回利用者説明会における意見について、公設民営化の協議の中で検討を行った。</p> <p>○第3次日田市環境基本計画を市ホームページ及び市広報で周知。 （計画中には資料編として市民意識調査の集計結果（抜粋）を掲載）</p> <p>○日田市中小企業振興推進会議議事録や市内の50事業所訪問結果を市ホームページで周知。</p> <p>○日田市農業振興ビジョン推進委員会において毎年度、目標指標に対する進捗状況等の検証や意見について議事録を作成し、市ホームページで周知している。</p> <p>○パトリア日田「利用者アンケート」の結果および対応方針等を日田市民文化会館運営委員会で報告。</p> <p>○毎年開催している博物館の企画展内容や博物館事業活動の内容に協議会の意見を反映。</p> <p>○日田市立淡窓図書館協議会及び日田市議会教育福祉委員会にて報告</p> <p>○学校給食に関するアンケートの結果を献立表に反映</p> <p>○アンケート結果を反映した献立についてお知らせ（放送原稿等）</p> <p>○学校給食運営協議会で出された意見の反映状況を委員に文書にて報告</p> <p>○ワークショップ結果等についてホームページで公表</p> <p>○各種整備事業の実施にあたり、早期に住民説明会を開催することで市民の意見を整備に反映できている。</p>	<p>○市民意識調査結果において、「市政に参画したくない」との回答が多かったことから、市民参画手法の検討が必要である。</p> <p>○今後市民意識調査を実施した際には、集計結果を市ホームページに公表する。</p> <p>○水郷テレビの公設民営化について、利用者に対する丁寧な説明を行い、利用者の意見をどういうふうに取り込めるかが課題である。</p> <p>○「子ども・子育て支援事業計画」の見直し等にあわせ、市民アンケートの実施などを行い、計画作成の参考とする。</p> <p>○「日田市中小企業振興計画」の目標数値が令和5年度となっていることから、2年後(2023年)の目標数値を見直す。</p> <p>○計画期間を平成29年度から令和9年度までの11年間とし、令和3年度が中間年度となることから、推進委員会においてビジョンの中間見直しを行う。また、推進委員会の意見について議事録を作成し、市ホームページで公表を行う。</p> <p>○第2次日田市文化振興計画（第3期計画）の策定（見直し）にあたり、関連会議の議事録をHPで公表。</p> <p>○日田市民文化会館運営委員会「専門部会」を設置し、より細やかな意見を聴取したうえで、改善点等をパトリア日田HPで公表。</p> <p>○市民ボランティアを計画的に募り、自ら博物館活動に参画する機会を確保。</p> <p>○図書館整備基本計画策定に向けた委員会を設置</p> <p>○学校給食運営協議会に替わる会議の開催</p> <p>○学校給食の取組に関する情報を、市ホームページ等を活用して発信</p> <p>○市民利用の多い公園等の整備の際には、若者等の市民を含めたワークショップを開催し、意見の反映に努める。</p> <p>○各種整備事業の実施の際には、早期に住民説明会を開催することで意見の反映に努める。</p>
<p>(協働) 第22条 市民、地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は、協働してまちづくりの推進に取り組まなければならない。 2 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】</p> <p>○市民サービス協働事業の実施 NPOとの協働による委託事業</p> <p>○まちづくり活動推進事業の実施 NPOが主体的に企画実施する事業への補助</p> <p>○周辺地域活性化対策事業の実施 振興局等管内の対象団体が実施する地域活性化事業への補助</p>	<p>○NPOの持つ専門性やアイデア等を生かした事業を協働担当課と実施することができ、NPOの活動の促進を図ることができた。 市民が主体となって実施するまちづくり活動を支援し、地域活動の活性化につなげることができた。</p>	<p>○まちづくり活動推進事業の若者チャレンジ枠の利用件数が少ないため、さらなる周知に努める必要がある。</p>

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題・今後の方向性
<p>(自然環境、歴史及び文化の保全等) 第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文化を保全し、活用し、及び次の世代に引き継ぐよう努めなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○ひた市民環境会議の運営 環境講座、健康福祉まつり参加、展示 エネルギー部会とごみ・リサイクル・景観部会による啓発活動 ○水郷ひた河川を美しくする条例制定（令和3年3月26日）令和3年4月1日施行</p> <p>○自然環境調査の実施及び展示 前津江地区の自然環境の展示 天瀬地区の自然環境調査の実施 大山地区の自然環境の展示</p> <p>○有形、無形文化財保存継承のための各団体への補助の実施（くにち楽、祇園、鶴飼、小鹿田、豆田伝建地区等）</p> <p>○各種講座や発掘調査成果の公開展示の実施。</p>	<p>○ひた市民環境会議は、2部会が月1回の例会及び市民対象の環境講演会や視察研修、観光祭や健康福祉まつりなどのイベントにおける環境啓発活動などを行った。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動が行えなかった。 また、令和2年度に策定した第3次環境基本計画において、市民、事業者、行政の環境行動指針を引き続き定めており、一人ひとりの身近な環境保全活動の普及啓発を図っている。さらに、本市の豊かな河川環境を守り次世代へ引き継ぐため「水郷ひた河川を美しくする条例」を制定した。</p> <p>○自然環境調査を実施することにより、市域に存在する素晴らしい自然環境を、次世代に記録として残すことができた。また、その調査成果を市民向けにわかりやすく解説した展示会を開催することで、先人が守り育ててきた自然や文化の再発見につなげることができた。</p> <p>○各種文化財の所有団体等に対し、その保存にかかる費用の一部を助成することにより、保存と継承を図ることが出来た。 また、豆田町伝統的建造物群保存地区においては、建造物の所有者に対し、その修理にかかる費用の一部を助成することで、保存、継承が図られたとともに、町並みの景観保全、観光振興にも寄与できた。</p> <p>○各講座の実施や発掘調査成果の公開により郷土の文化財の普及啓発が図られた。</p>	<p>○ひた市民環境会議には、平成13年の設立当初は4部会で100人を超える会員が登録していたが、現在は2部会で30名程度と減少しており、新規会員の入会もほとんどないことから、会員は固定化し高齢化が進んできている。活動についてもマンネリ化してきており、各部会の活性化及び持続性といった課題を抱えている。</p> <p>○今後、令和4年度に天瀬町の自然調査報告書の発行、令和5年度に天瀬町の自然展を開催することで市域の自然調査は一通り終了することになる。 令和6年度以降は、これらの調査成果を活用して、学校や公民館と連携し、地域の自然や文化の普及啓発活動を実施するなどして、次世代に日田市の自然環境や歴史、文化を継承していけるよう努めていく必要がある。</p> <p>○各種文化財に関しては、国・県・市指定を問わず、未来への保存、継承が大きな問題となる中、後継者の育成が課題となっている。そのため、各団体と協議し、状況把握を行い、適切な保護措置を講じるとともに、地域の住民にも情報発信するなど啓発に努める。</p> <p>○郷土の貴重な文化財を後世に守り伝えるためにも、幅広い年齢層の市民に興味や関心を持ってもらうことが必要となることから、今後も各種講座の開催や展示会、現地公開などの実施を継続していく。</p>
<p>(地域課題) 第24条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。 2 小規模集落等（戸数の減少及び高齢化が著しい集落及び当該集落に準じるものをいう。以下同じ。）の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。 3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 4 市長等は、住民自治組織（小規模集落等において地域課題の解決を目的として、地域住民が自ら組織した団体をいう。）が主体的に行う地域活動の円滑な推進を図るため、必要に応じて、適切な支援を行うものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○住民自治組織に対する支援を実施（設立：中津江、上津江）</p> <p>○集落支援員を各地域に配置（天瀬、大山、前津江、中津江、上津江、大鶴、夜明、東有田）</p> <p>○小規模集落等の活性化の取組を支援（里の暮らし支援事業）</p>	<p>○住民自治組織は地域の拠点としての役割を担い、地域住民が自発的に、地域における課題解決に向けて取り組み、市民協働のまちづくりが図られている。</p> <p>○集落支援員は地域の見守りを行うことで、地域課題の掘り起こし、課題の解決が図られている。</p> <p>○里の暮らし支援事業は地域が主体となって地域課題を解決に取り組み、小規模集落等の地域の活性化が図られている。</p>	<p>○市民全体で共通の地域課題として認識する必要がある。</p> <p>○住民主体による活動への理解が必要である。</p> <p>○住民自治組織、集落支援員ともに活動等に対する住民の理解が必要である。</p>
<p>(住民投票) 第25条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行うことができる。 (1) 住民が必要な手続を経て、住民投票の請求をしたとき。 (2) 議員が住民投票の実施を提案し、市議会がこれを認めたとき。 (3) 市長が自ら、住民投票が必要であると判断したとき。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。 3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○他市における住民投票制度や住民投票事例の情報収集</p>	<p>○社会情勢や他自治体の住民投票の実例を鑑みると、早急に住民投票条例を制定しなければならない状況にないことから、他市における住民投票制度や住民投票事例の情報収集は妥当であると考えられる。</p>	<p>○住民投票制度について、常設型の住民投票条例を制定している自治体の運用面での課題分析が必要である。</p>
<p>(危機管理) 第26条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておくなければならない。 2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。 4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○九州北部豪雨等の災害対応に関する検証会議の開催</p> <p>○自主防災組織の支援</p> <p>○防災士の養成や防災士のスキルアップの実施</p> <p>○280MHz帯防災行政無線システムによる戸別受信機の配備</p>	<p>○豪雨災害による検証によって、日田市地域防災計画や災害体制の拡充をおこなった。</p> <p>○自主防災組織への支援や防災士の養成等により、地域における防災体制及び防災訓練等の充実・強化に繋がった。</p> <p>○災害時等においては、自衛隊、消防、警察、県、社会福祉協議会等の各機関や民間団体と連携して、災害対応を行った。</p> <p>○280MHz帯防災行政無線システムの導入による戸別受信機の配備により、避難情報等の防災情報の確実な伝達に努めたことにより、市民による災害の備えや、早めの避難に繋がった。</p>	<p>○災害に対する備えやハザードマップによる危険箇所の確認等により、「自らの命は自らが守る」という自助の意識向上や、自主防災組織や防災士等による共助の取組をさらに進めていく必要がある。</p> <p>○迅速で確実な情報伝達を拡充していくため、280MHz帯防災行政無線戸別受信機の各世帯への設置について、広報を始め自治会等の協力を得ながら、未設置世帯へ設置の勧奨を行っていく。</p>

条文	取組実績	取組に対する評価等	課題・今後の方向性
第7章 連携			
<p>(市内外の人々等との交流及び連携) 第27条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々等との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。 2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化などの情報を、市内外の人々に積極的に発信するよう努めるものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○屋久島町との交流事業の実施 屋久島町：子ども交流事業、屋久島町ふるさと産業祭 日田市：天領まつり</p> <p>○大山ダム上下流交流事業の実施</p> <p>○福岡都市圏住民との交流として200海里の森づくり事業の実施</p> <p>○観光情報を観光協会のホームページにおいて発信（随時更新）</p> <p>○観光パンフレットを季刊で発行配布</p> <p>○観光フェアや物産展等への参加による観光情報の発信</p> <p>○フェイスブック、Instagram等のSNSによる情報発信</p> <p>○多言語観光パンフレットの作成（9カ国）</p> <p>○専用ウェブサイト等によるアウトドア観光の情報発信</p> <p>○市民や筑後川下流域住民の参加による森づくり大会の実施 参加人数：（H30）245人 / （R1）201人 / （R2）コロナの影響で未実施</p> <p>○森林資源（萩尾公園内の遊歩道）を活用した「天領日田トレイル駅伝大会」の実施 参加人数：（H30）76人 / （R1）123人 / （R2）コロナの影響で未実施</p>	<p>○屋久島子ども交流事業については、子ども同士の交流のため、子ども達自身の成長や自然環境の重要性の認識等を目的としていることから、条例の主旨は図られていない。</p> <p>○大山ダム交流事業及び200海里の森づくりについては、下流域住民に対して森林の重要性を認識してもらうことが主な目的であり、直接まちづくりに活かしていない。また、情報の発信については、参加した下流域住民への情報発信を行っている。また、コロナ禍で交流ができない状況が続いているため、今後、HP等での情報発信を行う。</p> <p>○各種メディアやホームページ、SNS、パンフレット等、様々な手段を活用し、国内外に対して、年間を通じた積極的な情報発信を行った。</p> <p>○毎年、市民と筑後川下流域住民と地域の自然と触れ合った交流を行っており、内容については、市有林を活用した森林体験(植樹祭等)を平成初期から継続して実施してきたほか、平成30年度からは新たにトレイル駅伝(ランニング)を実施したため、本条例による市内外の人々等との交流及び連携につながるものである。</p>	<p>○交流の目的や参加対象者によっては、直接「まちづくり（施策）」につながるのではなく、参加した者（市職員や市議、市民）一人ひとりの知見や知識の習得につながるものだと考えるため、「まちづくりに活用するよう」という表現を「今後のまちの発展につながるよう」など、将来のまちづくりにつなげるような表現への見直しも考えられる。</p> <p>○地域全体の消費拡大に繋がるよう、引き続き積極的な情報発信を行っていく必要がある。</p>
<p>(他の自治体及び国等との連携) 第28条 市議会及び市長等は、広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図るため、他の自治体及び国並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○筑後川フェスティバルin日田開催</p> <p>○福岡都市圏「水」キャンペーン『ありがとう「水」ふれあい交流会』参加 (平成30年度 大明小学校)</p> <p>○かっぱリング実施（大山・上津江）</p> <p>○筑後川のみぐみフェスティバル参加</p> <p>○水の姉妹校交流事業参加（前津江小学校）</p>	<p>○令和元年度、2年度については、新型コロナウイルスの影響により多くの事業が中止になったものの、平成30年度については日田で筑後川フェスティバルが開催される等、交流事業が活発に行われた。 今後も河川環境意識向上のため、筑後川流域や福岡都市圏との交流を行い、継続した取組を行っていく。</p>	<p>○筑後川流域や福岡都市圏との交流は、水源ダム所在地の中でも水源地域にある流域団体の参加が望ましいとされているため、参加者が限定されてしまう。より多くの参加者が確保できるように、福岡都市圏との連携強化を図っていく必要がある。</p>
第8章 条例の見直し			
<p>(条例の見直し) 第29条 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を施行の日から4年を超えない期間ごとに行うものとする。 2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>【平成30年度～令和2年度】 ○自治基本条例アクションプランの進行管理</p> <p>○自治基本条例アクションプランの取組総括（平成26年度～平成29年度）の作成</p> <p>○行政評価の実施</p>	<p>○平成30年度に実施した「自治基本条例アクションプランの進行管理」及び「自治基本条例アクションプランの取組総括作成」については、前回の条例見直し（平成29年度）作業に関連のあったものであり、次回（令和3年度）の条例見直し作業に直接寄与するものではない。</p> <p>○行政評価の実施により、検証用資料の参考にすることができた。</p>	<p>○条例逐条解説において「行政評価の結果を用いて検証する」とされているが、行政評価調書では予算事業以外の取組の把握が困難なものもある。 条文の改正までは必要ないものの、条例運用の参考となる「逐条解説」の改正を検討する必要がある。</p>